

原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定の概要

本協定は、東海村内及び周辺地域で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、茨城県広域避難計画及び東海村広域避難計画（案）に基づく広域避難に関し、取手市・守谷市・つくばみらい市と東海村の3市1村において、協定書や覚書、避難受入マニュアル等を作成することにより、あらかじめ決めておくものです。

【協定書及び覚書の概要】

- 1 目的**：取手市・守谷市・つくばみらい市（以下、「受入市」という。）と東海村が、原子力災害時等に災害対策基本法に基づき行う村民の広域避難を円滑に実施するため、必要な手続を定める。
- 2 基本的事項**：原子力災害が発生した際などに東海村民の身体を災害から保護するため、受入市はあらかじめ定めた公共施設を避難所として提供する。避難所の開設等受入業務は、東海村の要請を踏まえて受入市が行い、東海村はできるだけ早期に受入市から避難所運営を引き継ぐ。
また、受入市及び東海村は、東海村広域避難計画の実効性を高めるために、受入市、東海村、茨城県、防災関係機関等が参加する広域避難訓練を実施し、広域避難計画、関係マニュアル等に適宜の検討を図るとともに、必要に応じ修正を行うよう努める。
- 3 受入要請**：受入要請は原則として東海村が文書で行い、受入市は協議が整った場合は、速やかに避難所開設等の受入準備を開始する。
- 4 受入期間**：受入市が受入れをする場合の期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、東海村が受入市と協議して決定する。
- 5 避難退域時検査**：東海村民に対する避難退域時検査及び除染は、汚染の拡大の防止及び同村民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。
- 6 必要物資**：避難所運営に必要な物資、防災資機材等は、東海村が茨城県と協力し確保する。不足する場合は、東海村は受入市に対し、必要物資の一部を貸与・提供してもらうよう要請する。
また、東海村は受入市と協議した上で、あらかじめ必要物資等の一部を避難所等に備蓄し、受入市が管理することができる。
- 7 費用負担**：要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、東海村が負担する。やむを得ない事情があるときは、東海村は受入市に対し、当該費用の一時支払いを求めることができる。